

令和6年度財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)結果

- 1 実施期間** 令和6年11月7日から12月12日まで
- 2 対象とした事項及び範囲** 令和5年度及び令和6年度
指定管理執行状況について
- 3 対象施設名**
- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| ①城山公園 | 【所管課：都市計画課】
【指定管理者：(一財)高山市施設振興公社】 |
| ②高山市ふれあい児童館 | 【所管課：こども政策課】 |
| 高山市ふれあい老人いこいの家 | 【所管課：高年介護課】
【指定管理者：(社福)高山市社会福祉協議会】 |
| ③ひだ朝日村
(朝日やすらぎ館)(朝日こだま館) | 【所管課：商工振興課】
【指定管理者：(株)サンサンあさひ】 |
| ④高山市民プール | 【所管課：スポーツ推進課】
【指定管理者：(株)スポーツマックス】 |

4 着 眼 点

指定管理執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・指定管理者への指導監督は適正に行われているか
- ・業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか
- ・指定管理料（納入金）の支出（収入）の方法、時期、手続き等は適正か
- ・協定書（仕様書）に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか
- ・協定書に定められた報告書は適時に提出されているか
- ・施設管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか
- ・事業計画で定める管理目標は達成されているか

5 監査の方法

所管課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、所管課及び指定管理者への質疑及び現地監査を実施した。

6 監査の結果

基本協定に係る施設の運営管理及び関連する事務事業については、概ね適正に執行されていた。なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

○城山公園

・使用料の徴収について

指定管理者は、当公園内の食堂等を運営する事業所から使用料を徴収している。

使用料は、高山市都市公園条例第 11 条で「販売行為を行う場合 1 人 1 日 200 円」とし、使用料の徴収については、同条例施行規則第 4 条で「許可の際に納入しなければならない」と規定しているが、4 月 1 日に使用を許可しているにもかかわらず、販売行為を行った人数の実績に基づいて、8 月と 12 月の 2 回にわたって徴収を行っていた。

規則に基づいて適切に徴収されたい。

なお、令和 2 年度の財政援助団体等監査（原山市民公園）において、販売行為にかかる使用料の徴収は、年間を通じた営業と同条例別表で定める行為とは性質が異なると指摘したところであるが、改善されていなかった。城山公園においてもこの算出方法を適用することが適切か再度検討されたい。

○高山市ふれあい児童館・高山市ふれあい老人いこいの家

・高山市ふれあい会館運営委員会について

高山市ふれあい会館管理条例第 6 条第 1 項において、ふれあい会館の運営及び事業に関する重要事項を協議するため、高山市ふれあい会館運営委員会を置く規定している。

当委員会の開催状況等について確認したところ、令和 3 年度以降一度も開催されておらず、同条第 3 項に規定する委員の委嘱も行われていなかった。

長期にわたり委員が不在となっていたことから、委員会の必要性について検討されたい。

○ひだ朝日村(朝日やすらぎ館)(朝日こだま館)

・納入金の算定方法について

基本協定第 27 条第 1 項に定める納入金は、高山市交流促進施設（道の駅付帯施設）の設置及び管理に関する条例及び施行規則で、総売上高（消費税額及び地方消費税額を除く。）に 2.5% を乗じて得た額としている。

当施設における売店・レストランの収支は、著しい物価変動等により利益が大幅に低下し、今期は赤字となったが、その上、多額の納入金の支払いもあり、極めて厳しい決算となっている。

事業実態を考慮することなく、総売上高を納入金の算定基礎としていることに問題があると考えするため、算定方法の見直しについて検討されたい。

○高山市民プール

・モニタリング調査の実施について

基本協定第 25 条では、利用者からの評価等を調査し、適切に把握したうえで、サービスの向上を図るよう規定している。

高山市民プールでは、令和 5 年度の利用者数 11,967 人に対し、アンケート件数 14 件（回収率 0.1%）と極めて少ない件数であった。

当該施設は、令和 6 年 7 月に赤保木公園と一体的な施設としてリニューアルオープンしたところである。これを契機とし、多くの声を管理運営に反映できるよう意見の収集方法について検討し、魅力的な施設となるよう努められたい。

◎各施設共通事項

・変更協定書の締結について

【城山公園・ひだ朝日村（朝日やすらぎ館）（朝日こだま館）・高山市民プール】

指定管理者制度運用ガイドラインでは、備品購入後は速やかに備品台帳を整備し、変更協定を締結することとしている。

今回の監査において、管理施設や貸与備品の変更があるにもかかわらず、台帳に記載がない施設や変更協定が締結されていない施設が散見された。

今後、基本協定書に定められている管理物件に変更があった際は、速やかに台帳を整備するとともに変更協定を締結されたい。

また、市と指定管理者は、施設や備品の状況を少なくとも年 1 回以上確認し、台帳との突合を図るよう、適正な施設管理に努められたい。

・業務計画書の提出について

【高山市ふれあい児童館・高山市ふれあい老人いこいの家】

基本協定第 21 条第 1 項において、指定管理者は、毎年市が指定する期日までに業務計画書を提出し、市の確認を得なければならないと規定している。

今回の監査において、指定する期日を確認したところ、明確に示されておらず、一部の施設では、4 月に入ってから業務計画書が提出されていた。

業務計画書は、業務開始前に所管課が内容をチェックするものであるため、全庁統一した運用が図られるよう業務計画書提出日の明文化について検討されたい。

む す び

市の指定管理者制度は、平成 18 年 4 月に開始後、今年度で 19 年目となり、現在 225 施設に導入している。

令和 5 年度は、電気使用料や燃料費、諸物価等の価格変動、並びに労働者の所得水準の引き上げといった施設運営への影響を「著しい物価変動による支出の増加」「不可抗力」と位置付け、その対応が図られた。

今後も、変化し続ける社会情勢や多様化する住民ニーズに、効率的かつ効果的に対応するため、市は指定管理者とこれまで以上に協力・連携して対等なパートナーシップの形成を図り、より一層適正な管理運営に努められたい。